

新型コロナウイルスの影響で困っている事業主向けの支援策(2020年4月22日版 作成:LTRコンサルティングパートナーズ)

項目	対象者	支援策	内容	受付期間	受付窓口			
給付 (もらえる)	資金繰り	売上が半減した (前年比50%以上減)	持続化給付金	昨年1年間の総売上ー(前年同月比▲50%の売上×12ヶ月) 個人事業主 100万円(上限) 中小法人 200万円(上限)	2020年4月最終週を目処に公表	経済産業省 0570-783183		
	休業補償	新型コロナウイルス等対策特別措置法第24条第9項に基づく協力要請(令和2年4月10日付け)に協力し、 休業又は営業時間を短縮した	神奈川県 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金	1事業者あたり 10万円 ※要請を受けて休業している事業者が 事業所を賃借している場合の加算額 県内に所在する事業所が 1事業所の場合 10万円 県内に所在する事業所が 複数事業所の場合 20万円	2020/5/7~5月末の予定	神奈川県産業労働局中小 企業部中小企業支援課 中小企業支援グループ 神奈川県新型コロナウイルス 感染症専用ダイヤル 045-285-0536		
		従業員を会社の都合で休業させた	雇用調整助成金 (コロナ特例)	受給金額 1人1日8,330円 を上限 助成率:中小企業 4/5 大企業 2/3 (解雇を伴わない場合 中小企業 9/10 大企業 3/4) 対象休業期間:2020年4月1日から6月30日までの場合にさせた休業 新卒社員など継続雇用期間が6か月未満の労働者も対象 雇用保険に加入していない労働者(労働時間が週20時間未満のパート等)の休業も対象	2020/4/1~6/30	厚生労働省 相談コールセンター 0120-60-3999		
		学校等の休学により子供のいる従業員に有給休暇を取得させた	小学校休業等対応助成金 (従業員を休ませた事業主向け)	2020年2月27日~6月30日の期間に小学校等の臨時休業により、従業員を有給で休ませた場合 休暇中に払った 賃金相当額 ×10/10(日額上限 8,330円)	2020/4/15~9/30	厚生労働省 相談コールセンター 0120-60-3999		
		フリーランスで働いているが、学校等の休学により子供の世話をを行うために、契約した仕事ができなくなった	小学校休業等対応支援金 (フリーランスの個人向け)	2020年2月27日~6月30日の期間に小学校等の臨時休業により契約した仕事ができなくなった場合 1日4,100円(定額)	2020/3/18~9/30			
借りられる	民間金融機関からの融資	売上減少により融資	セーフティーネット保証	前年同月費20%以上売上減少【4号】 借入債務の100%保証 前年同月費5%以上売上減少 【5号】 借入債務の80%保証	2020/3/2~	最寄りの信用保証協会		
			+					
	政府系金融機関からの融資	売上減少により融資	新型コロナウイルス感染症特別貸付等	融資上限:3,000万円 担保:無担保 金利補給期間:当初3年 個人事業主:売上▲5%以上 保証料ゼロ+金利ゼロ 小・中規模事業者(個人事業主除く) 売上▲5%以上 保証料1/2 売上▲15%以上 保証料ゼロ+金利ゼロ	令和2年度補正予算成立後	中小企業金融・給付金窓口 0570-783-183		
				前年同月等売上▲5%以上 当初3年間 基準金利▲0.9% 貸付期間:設備20年以内 運転15年以内 据置期間:5年以内	2020/3/19~	日本政策金融公庫 0120-154-505		
				+				
				①個人事業主 : 要件なし ②小規模事業者(法人事業者): 売上▲15%以上減少 ③中小企業者(上記①②除く): 売上▲20%以上減少 【利子補給】当初3年間 【補給対象上限】(日本公庫等) 中小事業1億円、国民事業3,000万円 (商工中金) 1億円	令和2年度補正予算成立後	中小企業 金融・給付金窓 口 0570-783183		

新型コロナウイルスの影響で困っている事業主向けの支援策(2020年4月22日版 作成:LTRコンサルティングパートナーズ)

項目	対象者	支援策	内容	受付期間	受付窓口	
その他	設備投資	テレワークに利用できる業務効率化ツールを導入	IT導入補助金	中小企業・小規模事業者等 補助額30～450万円 補助率1/2(特別枠2/3)	2020/3/9～	サービスデザイン推進協議会
		テレワークの導入に関する相談窓口	神奈川県テレワークの導入に関する個別相談会	県内中小企業等の経営者を対象にテレワークコンサルタントが無料相談に応じる ※相談時間は1企業あたり50分以内 開催日:4月27日、4月28日、4月29日 いずれも午前11時00分～/午後1時00分～/午後2時00分～/午後3時00分～	2020/4/20～受付開始(先着制)	神奈川県雇用労政課 テレワーク導入相談予約受付 電話:045-210-5746 (平日10時00分～12時00分、13時00分～17時15分)
	税金・保険料の猶予	売上減少により 納税が厳しい	納税の猶予の特例	R2. 2月以降の売上▲20%以上減少の すべての事業者 1年間の納税の猶予 担保不要 延滞税は免除	2020/2/1～2021/1/31までに納期が到来する所得税・法人税・消費税等ほぼすべての税目	国税庁ホームページ他
			社会保険料の猶予	社会保険料(厚生年金保険料、健康保険料・介護保険料) 1年の範囲内(やむを得ない場合は最長2年)で納付を猶予 ができ、かつ、保険料を分割で納付が可能	猶予に該当する 事実発生後速やかに申請	事業所を管轄する年金事務所
			労働保険料の猶予	労働保険料(労災保険料・雇用保険料) ※毎年7月10日までに申告・納付が必要 1年の範囲内(やむを得ない場合等最長3年以内) で、納付の猶予が可能	猶予に該当する 事実発生後、猶予を受けようとする期間より前に申請	都道府県労働局または管轄の労働基準監督署
			固定資産税等の軽減	中小企業・小規模事業者等の保有する 設備や建物等の固定資産税等 2020/2月～10月までの任意の3か月間の収入が対前年比 ▲30%～▲50%未満の減少 1/2を免除 ▲50%以上の減少 全額免除	2021年度の固定資産税等	中小企業庁 事業環境部 03-3501-5803